



2023年5月25日

各 位

会 社 名 三光産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 石井 正和
(コード番号 7922)
問 合 せ 先 責 任 者 執行役員 阿部 雅弘
経営企画室 室長
(電話番号 03-3403-8134)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月29日開催予定の第63回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、当社定款においても、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされております。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化すると共に、電子提供制度に関して所要の変更を行うため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるため、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となったため、これを削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2023年6月29日

定款変更の効力発生日（予定） 2023年6月29日

以上